

社会福祉法人新川中原保育会

理事会 報酬・旅費（交通費）規定

本規定は、定款第二十一条の規定により、理事・監事の報酬・旅費を定めるものである。

【報酬】

- 理事会出席の理事、監事に対して、一回につき以下の額を報酬として支払うものとする。

理事会の開催 1 回につき 15,000 円

また定款 26 条 2 の規定により書面決議とした場合は 10,000 円とする。

- 監事または理事が、内部監査及び指導検査立会等、法人の業務にあたる場合は一時間当たり 3,000 円を報酬として支払うものとする。
- 報酬の支払いにあたっては、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。
- 施設並びに本部より報酬を受ける理事には支給しない。

【旅費交通費】

- 理事会出席の理事・監事には、旅費として理事会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【宿泊費】

- 理事会及び法人業務に際し、宿泊が必要な場合は実費を支給する。

【支給方法】

- 報酬・旅費の支払い方法は、現金支給及び指定口座への振込とする。
- この規定の改正は、評議員会の承認をもって行うものとする。

平成 13 年 2 月 27 日制定。平成 23 年 1 月 8 日改定。平成 28 年 5 月 21 日改定。

平成 29 年 6 月 24 日（平成 29 年度定時評議員会にて承認）改定。

2024 年 3 月 30 日（2023 年度第 2 回評議員会にて承認）改定。同日より施行。

(役員の報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

社会福祉法人新川中原保育会

評議員会 報酬・旅費（交通費）規定

本規定は、定款第八条の規定により、評議員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・評議員会出席の評議員に対して、一回につき以下の額を報酬として支払う。
評議員会の開催 1 回につき 15,000 円。
また定款 13 条 4 の規定により書面決議とした場合は 10,000 円。
- ・評議員が、評議員会への出席以外で法人の業務にあたる場合は一時間当たり 3,000 円を報酬として支払うものとする。
- ・評議員への報酬支払の際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

【交通費】

- ・評議員会出席の評議員には、旅費として評議員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【備考】

- ・評議員会に出席した理事及び監事は、理事会報酬規定を適用する。

【支給方法】

- ・報酬・旅費の支給方法は、現金支給及び指定口座への振込とする。

【改正】

- ・本規定の改正は、評議員会の議決をもって行うものとする。

附則

- ・本規定は、平成 29 年 6 月 24 日開催、平成 29 年度定時評議員会にて承認同日より施行。
- ・2024 年 3 月 30 日（2023 年度第二回評議員会にて承認）改定。同日より施行。

社会福祉法人新川中原保育会定款

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

社会福祉法人新川中原保育会

評議員選任・解任委員会 報酬・旅費（交通費）規程

本規定は、定款第六条3項の規定により定められた、評議員選任・解任委員会（以下委員会という）運営細則第5条の委員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- 委員会出席の委員に対して、一回につき以下の額を報酬として支払う。
評議員選任・解任委員会の開催1回につき 15,000円。
- 各委員への報酬支払の際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

【交通費】

- 委員会出席の委員には、旅費として委員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。また宿泊が必要な場合は実費を支払うものとする。

【支給方法】

- 報酬・旅費の支給方法は、現金支給及び指定口座への振込とする。

☆委員会の開催が就業時間内の場合は、施設の職員には支給しない。

附則

- 本規定は、平成29年1月7日より施行する。
(平成29年1月7日開催第252回理事会で承認)
- 2024年3月30日改定。(同日開催第291回理事会にて承認)

定款

(評議員の選任及び解任)

第六条3項 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

社会福祉法人「新川中原保育会」理事長報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人「新川中原保育会」定款第21条に基づき、理事長の報酬に関する事項を定める。

(理事長の範囲)

第2条 この規定においての理事長は、定款第15条に規定された理事のうち互選により選ばれた一名をいう。

(報酬の意味)

第3条 この規定において「報酬」とは、理事長としての職務執行による対価として支払う金銭をいう。

(報酬額の決定)

第4条 理事長の報酬の支給は別表1により支給する。

(支給方法)

第5条 理事長報酬の支払い方法は月額支給とする。

- 2 月払いとする場合は、毎月25日に支払う。当日が土曜日又は休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。
- 3 支払われる理事長報酬から所得税を控除する。

(通勤手当)

第6条 理事長へは実費交通費を支給する。

(退職慰労金)

第7条 理事長報酬の支給を受けた理事長が退任する時は、その在任期間に応じ退職慰労金を支給する。支給額は月額報酬×在任年数とする。

(改正)

第8条 この規定の改正は、評議員会の議決をもって改正する。

附則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。平成23年3月26日 (改正)

平成25年11月2日 (改正) 平成28年1月9日 (改正)

平成 29 年 3 月 25 日（改正）（第 255 回理事会にて承認。）

平成 29 年 6 月 24 日開催 平成 29 年度定時評議員会にて承認

別表 1

名 称	報 酬 額	実費弁償額
理事長報酬	月額 340,000 円	実費交通費

但し、理事長の勤務は週 3 日以上の勤務とする。